

新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のための

ガイドライン

【第4版】

令和4年4月27日 現在

三次市教育委員会

新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン

1 基本的考え方

- (1) 趣旨
- (2) ガイドラインの対象期間
- (3) 感染者等に対する偏見や差別への対応について
- (4) 家庭との連携について

2 地域ごとの行動基準

3 学校における基本的な新型コロナウイルス感染症対策について

- (1) 児童生徒への指導
- (2) 基本的な感染症対策の実施
 - ア 感染源を絶つこと
 - (ア) 発熱や咳等の症状がある場合等には登校しないことの徹底
 - (イ) 登校時の健康状態の把握
 - (ウ) 登校時に発熱や咳等の症状が見られた場合
 - イ 感染経路を絶つこと
 - (ア) 手洗い
 - (イ) 咳エチケット（マスクの着用）
 - (ウ) 清掃・消毒
 - 普段の清掃・消毒のポイント
 - 消毒の方法等について
 - 感染者が発生した場合の消毒について
 - ウ 抵抗力を高めること
- (3) 集団感染のリスクへの対応（3つの「密」（密閉空間、密集場所、密接場面）の回避）について
 - ア 「密閉」の回避（換気の徹底）
 - (ア) 常時換気の方法
 - (イ) 常時換気が困難な場合
 - (ウ) 窓のない部屋
 - (エ) 体育館のような広く天井の高い部屋
 - (オ) エアコンを使用している部屋
 - (カ) 冬季における換気の留意点
 - イ 「密集」の回避（身体的距離の確保）
 - ウ 「密接」の場面への対応（マスクの着用）
 - (ア) マスクの着用
 - (イ) マスクの取扱い
- (4) 児童生徒の健康の保持や心のケアについて
- (5) 教職員の感染症対策について

3 感染者等が発生した場合や児童生徒の出席等に関する対応

- (1) 広島県北部保健所との連携
- (2) 医療的ケアを必要とする児童生徒や基礎疾患等がある児童生徒
 - ア 医療的ケアを必要とする児童生徒や基礎疾患等がある児童生徒について
 - イ 特別支援学級等における障害のある児童生徒について
- (3) 出席停止等の取扱い
 - ア 出席停止の措置を取るべき場合
 - (ア) 児童生徒の感染が判明した場合、または児童生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合
 - (イ) 児童生徒に発熱や咳等の症状がみられる場合
 - (ウ) 感染がまん延している地域
 - (エ) 出席停止の措置を取る必要がない場合等

イ 上記のほかに「欠席」の扱いとしない場合

4 感染が広がった場合における対応について

- (1) 学校において感染者等が発生した場合
 - ア 児童生徒等や教職員の感染者が発生した場合
 - (ア) 学校等への連絡
 - (イ) 感染者や濃厚接触者等の出席停止
 - (ウ) 校舎内の消毒
 - イ 学校内で体調不良者が発生した場合の対応
- (2) 臨時休業の判断について
 - ア 学校で感染者が発生した場合の臨時休業について
 - (ア) 学校の対応
 - (イ) 放課後児童クラブ等の対応
 - イ 感染者が発生していない学校の臨時休業について
 - ウ 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象区域に属すると特定された地域における臨時休業の考え方について
 - エ 臨時休業を行う場合の学校名の公表について
 - オ 地域住民や保護者等への情報提供について
- (3) 臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない場合の留意点
 - ア 学習指導について
 - イ 児童生徒の心身の状況の把握
 - ウ 子どもの居場所の確保
 - (ア) 学校の臨時休業を行う場合
 - (イ) 学校の一部を休業とする場合
 - エ 分散登校日を設定する場合の出欠の取扱い等
 - (ア) 学校の全部を休業とする場合
 - (イ) 学校の一部を休業とする場合
 - オ 教職員の服務について

5 学習指導等

- (1) 学習指導について
 - ア やむを得ず学校に登校できない児童生徒等へのICT等の活用による学習指導等
 - (ア) 基本的な考え方
 - (イ) 学習指導を実施する際の留意事項等
 - (ウ) やむを得ず学校に登校できない児童生徒が自宅等で行った学習の取扱い
 - (エ) 指導要録上の取扱い
 - イ 登校再開後の対応
 - ウ 各学年の修了及び卒業の認定等
 - エ 感染リスクの高い学習活動の取扱い
 - オ 合唱等を行う場面での感染症対策の徹底
- (2) 部活動について
 - ア 部活動の実施
 - イ 部活動における感染防止策
 - (ア) 主に活動中に注意すること
 - (イ) 主に活動前後に注意すること
 - ウ 休養日及び活動時間
 - エ 大会等への参加
- (3) 学校図書館の利用
- (4) 安全な給食の実施
- (5) 清掃活動
- (6) 休み時間
- (7) 登下校

6 学校行事等について

- (1) 学校行事等について
- (2) 修学旅行について

7 その他

- (1) 教職員の勤務等について
 - ア 新型コロナウイルス感染症に係る教職員の
休暇等の取扱い
 - (ア) 県費教職員，県費会計年度任用職員
 - イ 市費会計年度任用職員
- (2) 臨時休業期間中の教職員の勤務について
 - ア 分散勤務の実施について
 - イ 三次市会計年度任用職員及び県費会計年度
任用職員のサービスについて
 - (ア) 三次市会計年度任用職員
 - (イ) 県費会計年度任用職員

新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン

1 基本的考え方

(1) 趣旨

新型コロナウイルス感染症については長期的な対応が求められることが見込まれるところであるが、こうした中でも持続的に児童生徒の教育を受ける権利を保障していくため、学校における感染およびその拡大のリスクを可能な限り低減した上で、学校運営を継続していく必要がある。

本ガイドラインは、そのための学校運営の指針を示すものである。

(2) ガイドラインの対象期間

本ガイドラインの対象期間は、新型コロナウイルス感染症三次市対策本部が設置されている期間とする。

(3) 感染者等に対する偏見や差別への対応について

- ・ 感染者、濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療にあたる医療従事者や社会機能の維持に当たる方とその家族、新型コロナワクチンの接種を受けていない人あるいは受けた人等であることによって偏見や差別につながるような行為は、断じて許されないものである。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行うことなどを通じ、このような偏見や差別が生じないようにすること。
- ・ 文部科学省では、新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見等の防止に向けた大臣メッセージを公表したほか、児童生徒が感染症に対する不安から陥りやすい差別や偏見などについて考えるきっかけとなるような啓発動画や関連資料等を作成されている。

また、厚生労働省では、感染したことを責めるのではなく、支え合う社会を目指すために、感染対策の正しい理解と差別偏見防止を目的とした「広がれありがとうの輪」プロジェクトを実施されている。

これらを、適宜学校での指導等に活用し、差別・偏見等の防止に向けた取組を進めること。



https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00122.html#project



#広がれありがとうの輪
STOP! 感染拡大
— COVID-19 —

https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/qa-jichitai-iryoukikan-fukushishisetsu.html#h2_6

(4) 家庭との連携について

- ・ 児童生徒等の感染経路についてはすべての学校種で「感染経路不明」に次いで「家庭内感染」が最も高い割合となっている。
- ・ 学校内での感染拡大を防ぐためには、何よりも外からウイルスを持ち込まないことが重要であり、このためには各家庭の協力が不可欠である。
- ・ 学校では、PTA等と連携しつつ保護者の理解が得られるよう、感染症予防のための取組や指導した内容を、「学校だより」や「保健だより」、ホームページに掲載する等、学校からも積極的な情報発信を心がけ、家庭の協力を呼びかけることが重要である。
- ・ 特に、長期間学校を離れる長期休業に入る前において当該期間の過ごし方に関して協力を呼びかけることも重要である。
- ・ 保護者の理解と協力を得て、家庭においても文部科学省の「新しい生活様式」の実践をお願いする。

2 地域ごとの行動基準 ※令和4年3月時点における感染の状況を踏まえて作成したもの

「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準

地域の感染レベル	身体的距離の確保	感染リスクの高い 教科活動	部活動 (自由意思の活動)
レベル3	できるだけ2m程度 (最低1m)	行わない	個人や少人数での感染リスクの低い活動で短時間での活動に限定
レベル2	1mを目安に学級内で最大限の間隔を取ること	感染リスクの低い活動から徐々に実施 ↑感染リスクの高い活動を停止 ↓収束局面 ↑拡大局面	感染リスクの低い活動から徐々に実施し、教師等が活動状況の確認を徹底
レベル1	1mを目安に学級内で最大限の間隔を取ること	適切な感染対策を行った上で実施	十分な感染対策を行った上で実施

(参考)

本マニュアル	新型コロナウイルス感染症対策分科会提言(※)における分類	
レベル3	レベル4 (避けたいレベル)	一般医療を大きく制限しても、新型コロナウイルス感染症への医療に対応できない状況。
	レベル3 (対策を強化すべきレベル)	一般医療を相当程度制限しなければ、新型コロナウイルス感染症への医療の対応ができず、医療が必要な人への適切な対応ができなくなると判断された状況。
レベル2	レベル2 (警戒を強化すべきレベル)	新規陽性者数の増加傾向が見られ、一般医療及び新型コロナウイルス感染症への医療の負荷が生じはじめているが、段階的に対応する病床数を増やすことで、医療が必要な人への適切な対応ができている状況。
レベル1	レベル1 (維持すべきレベル)	安定的に一般医療が確保され、新型コロナウイルス感染症に対し医療が対応できている状況。
	レベル0 (感染者ゼロレベル)	新規陽性者数ゼロを維持できている状況

※「新たなレベル分類の考え方」(令和3年11月8日新型コロナウイルス感染症対策分科会)

3 学校における基本的な新型コロナウイルス感染症対策について

学校においては、手洗いや咳エチケット、換気といった基本的な感染症対策に加え、感染拡大リスクが高い「3つの密」を避ける、身体的距離を確保するといった感染症対策を徹底することが必要である。

また、冬季においては、空気が乾燥し、飛沫が飛びやすくなることや、季節性インフルエンザが流行する時期でもあることから、感染症対策を一層心がける必要がある。

引き続き、必要な場面でのマスクの適切な着用、手洗いなどの基本的な感染症対策を徹底し、寒い環境においても、可能な限り常時換気に努めること。(必ずしも窓を広く開ける必要はない。また、常時換気が難しい場合は、こまめに換気すること。二段階換気も、室温変化を抑えるのに有効である。)

なお、冬季に空気が乾燥している場合の適度な加湿は、ウイルス飛散防止の一助となるが、マスクを着用している場面が多いことなどに鑑み、無理のない範囲で取り組むこと。

(1) 児童生徒への指導

- ・ 学校生活においては、休み時間や登下校等、教職員による状況把握が難しい所での児童生徒の行動が大きな感染リスクとなる。
- ・ 児童生徒に「保健教育指導資料『新型コロナウイルス感染症の予防～子供たちが正しく理解し、実践できることを目指して～』(令和4年3月文部科学省)」や「学校の新しい生活様式(2022.4.1 Ver.8)」(令和4年4月文部科学省)等を踏まえた感染症対策の考え方を発達の段階に応じて指導し、十分理解させること。
- ・ 休み時間や登下校時等、教職員による状況把握が難しい場面があることを踏まえ、児童生徒が感染のリスクを自ら判断し、回避できる行動がとれるよう指導すること。
- ・ また、児童生徒には、感染症対策用の持ち物として、一般的には次のものが必要となる。

【各自に必要な持ち物】

- ・ 清潔なハンカチ・ティッシュ
- ・ マスク
- ・ マスクを置く際の清潔なビニールや布等



(2) 基本的な感染症対策の実施

感染症対策の3つのポイントを踏まえ、取組を行う。

ア 感染源を絶つこと イ 感染経路を絶つこと ウ 抵抗力を高めること

ア 感染源を絶つこと

学校内での感染源を絶つためには、外からウイルスを持ち込まないことが重要である。

(ア) 発熱や咳等の症状がある場合等には登校しないことの徹底

発熱や咳等の症状がある場合には、児童生徒も教職員も、自宅で休養することを徹

底する(レベル2及びレベル3の地域では、地域の実情に応じ、同居の家族に未診断の発熱等の症状が見られる場合^{※1}も登校させないようにする)。このためには、保護者の理解と協力を得ることが不可欠となる。

この場合、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第19条の規定に基づく出席停止の措置を取り、児童生徒の指導要録上は、「欠席日数」とせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録する。

※1 同居の家族に未診断の発熱等の症状が見られる場合とは、例えば、仕事等を休む、病院を受診する等、日常生活に支障をきたす程度、新型コロナワクチン接種後の風邪症状を含む等と考えられる。なお、新型コロナワクチン接種後に風邪症状が見られる際、かかりつけ医等に相談し、明らかに副反応であると判明した場合を除く。また、かかりつけ医等への相談が困難な場合や、その他、新型コロナワクチン接種に関することで不明な場合は、三次市健康推進課((0824)62-6232)に問い合わせること。

(イ) 登校時の健康状態の把握

児童生徒については、保護者の協力を得て、登校前に検温、体調不良の有無、同居家族等の体調不良の有無を「健康観察カード」に記録し、学校で確認する。

家庭で体温や健康状態を確認できなかった児童生徒については、登校時に検温及び健康観察等を行う。

【レベル2及びレベル3地域】

児童生徒本人のみならず、家庭への協力を呼びかけ、同居の家族にも毎日健康状態を確認するように願います。また、登校時の検温結果の確認及び健康状態(同居の家族の健康状態も含む)の把握を、校舎に入る前^{※2}に行うようにする。

これらの取組を行うためには、学校全体で体制を整備することが必要である。

※2 難しい場合は、校舎内に上がる前に児童生徒玄関等や、校舎に上がった付近の場所等を決めて行う等、学校状況に応じて行うことが望ましい。

(ウ) 登校時に発熱等の症状が見られた場合

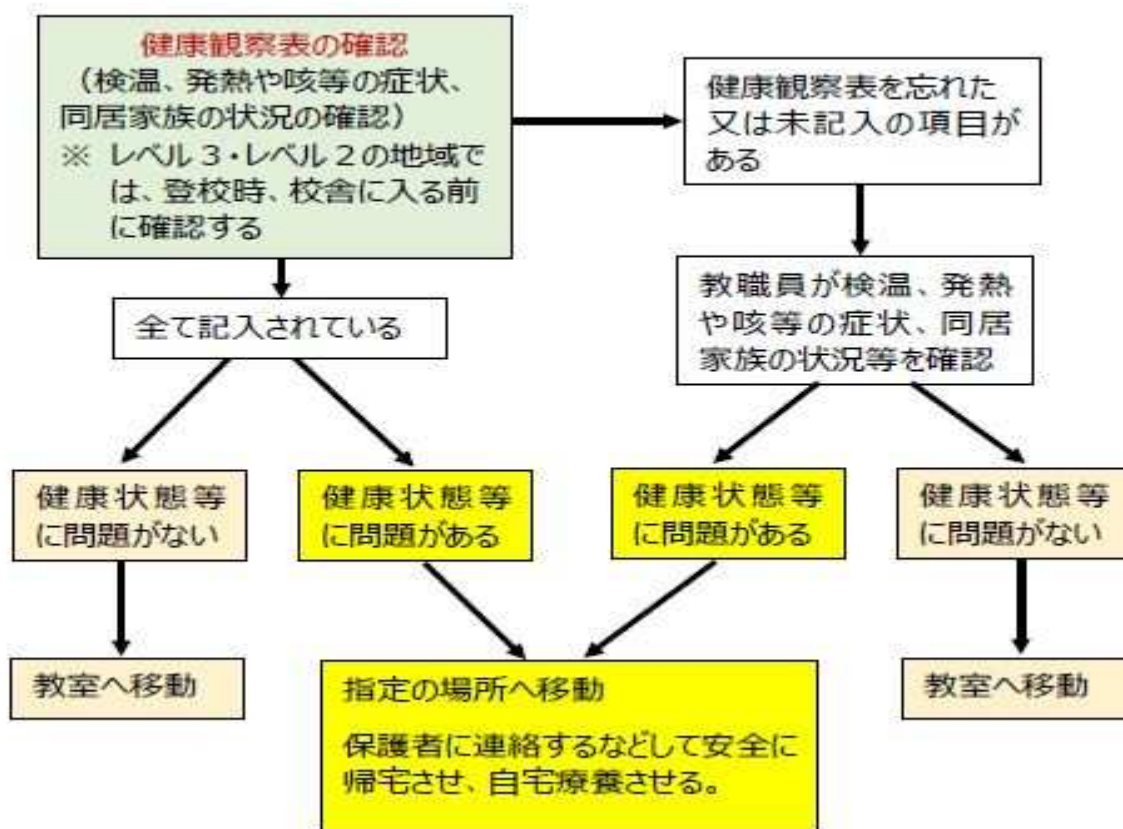
発熱等の症状がみられる場合には、当該児童生徒を安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導する。

必要に応じて受診を勧め、受診状況や検査状況を保護者から聞き取り、状況に応じた対応をする。

なお、安全に帰宅できるよう、保護者の来校まで学校に待機させることが必要となることも考えられる。その場合には、他の者との接触を可能な限り避けられるよう、別室で待機させるなどの配慮をすること。

また、保健室については外傷や心身の不調など様々な要因で児童生徒が集まる場所であるため、発熱等の症状のある児童生徒が他の児童生徒と接することのないようにすること。

<健康観察表を使用した登校時の健康観察（例）>



イ 感染経路を絶つこと

新型コロナウイルス感染症は、一般的には飛沫感染、接触感染で感染する。

閉鎖空間で、近距離で多くの人と会話するなどの環境では、咳やくしゃみなどの症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされている。

感染経路を絶つためには、**(ア)手洗い**、**(イ)咳エチケット**、**(ウ)清掃・消毒**が大切である。

飛沫感染： 感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の者がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染する。

接触感染： 感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつく。他の者がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染する。

(ア) 手洗い

- ・ 接触感染の仕組みについて児童生徒に理解させ、手指で目、鼻、口をできるだけ触らないよう指導するとともに、接触感染を避ける方法として、手洗いを徹底する。
- ・ 様々な場所にウイルスが付着している可能性があるため、外から教室等に入る時やトイレの後、給食（昼食）の前後など、こまめに手を洗うことが重要である。
- ・ 手洗いは30秒程度かけて、水と石けんで丁寧に洗うこと。また、手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとして、共用はしないように指導する。
- ・ 登校したら、まず手洗いを行うよう指導する。
- ・ 手指用の消毒液は、流水での手洗いができない際に、補助的に用いられるものである。

るので、基本的には流水と石けんでの手洗いを指導する。

- 石けんやアルコールを含んだ手指消毒薬に過敏に反応したり、手荒れの心配があったりするような場合は、流水でしっかり洗うなどして配慮を行うこと。
- これらの取組は、児童生徒のみならず、教職員や、学校に出入りする関係者の間でも徹底されるようにすること。

手洗いの6つのタイミング

<p>外から教室に入るとき</p> 	<p>咳やくしゃみ、鼻をかんだとき</p> 	<p>給食（昼食）の前後</p> 
<p>掃除の後</p> 	<p>トイレの後</p> 	<p>共有のものを触ったとき</p> 

正しい手の洗い方

爪は短く切っておきましょう
時計や指輪は外しておきましょう

- 

流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。
- 

手の甲をのぼすようにこすります。
- 

指先・爪の間を念入りにこすります。
- 

指の間を洗います。
- 

親指と手のひらをぬり洗いします。
- 

手背も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

厚生労働省 国民生活センター
厚生労働省 学生生活課



(イ) 咳エチケット（マスクの着用）

感染症を他者に感染させないために、咳・くしゃみをする際は、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえること。

学校教育活動においては、近距離での会話や発声等が必要な場面も生じうることから、飛沫を飛ばさないよう、児童生徒及び教職員は、基本的（身体的距離が十分とれないとき）には常時マスクを着用すること。



(ウ) 清掃・消毒

消毒は、感染源であるウイルスを死滅させ、減少させる効果はあるが、学校生活の中で消毒によりウイルスをすべて死滅させることは困難である。

このため、一時的な消毒の効果を期待するよりも、清掃により清潔な空間を保ち、健康的な生活により児童生徒の抵抗力を高め、手洗いを徹底することの方が重要である。

□ 普段の清掃・消毒のポイント

- ・ 清掃用具の劣化や衛生状態及び適切な道具がそろっているかを確認するとともに、使用する家庭用洗剤や消毒液については新型コロナウイルスに対する有効性と使用方法を確認する。
- ・ 床は、通常のコ清掃活動の範囲で対応し、特別な消毒作業の必要はない。
- ・ 机、椅子についても、特別な消毒作業は必要ないが、衛生環境を良好に保つ観点から、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことも考えられる。
- ・ 多くの児童生徒が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチ等）は、1日1回、水拭きした後、消毒液（消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等）を浸した布巾やペーパータオルで拭く。また、机、椅子と同じく、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことでこれに代替することも可能。
- ・ トイレや洗面所は、家庭用洗剤を用いて通常のコ清掃活動の範囲で清掃し、特別な消毒作業の必要はない。
- ・ 器具・用具や清掃道具など共用する物については、使用の都度消毒を行うのではなく、使用前後に手洗いをを行うよう指導する。

□ 消毒の方法等について

- ・ 物の表面の消毒には、消毒用エタノール、家庭用洗剤（新型コロナウイルスに対する有効性が認められた界面活性剤を含むもの）0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液、一定の条件を満たした次亜塩素酸水を使用する。それぞれ、経済産業省や厚生労働省等が公表している資料等や製品の取扱説明書等をもとに、新型コロナウイルスに対する有効性や使用方法を確認して使用する。また、学校薬剤師等と連携することも重要である。
- ・ 人がいる環境に、消毒や除菌効果を謳う商品を空間噴霧して使用することは、眼、皮膚への付着や吸入による健康影響のおそれがあることから推奨されていない。
- ・ 消毒作業中に目、鼻、口、傷口などを触らないようにすること。
- ・ 換気を十分に行うこと。

□ 感染者が発生した場合の消毒について

- ・ 児童生徒や教職員の感染が判明した場合には、市教委等と連携して消毒を行う。
- ・ 必ずしも専門業者を入れて施設全体を行う必要はなく、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品（当該感染者が高頻度で触った物品）を消毒用エタノールまたは0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液により消毒するようにする。
- ・ 物の表面についたウイルスの生存期間は、付着した物の種類によって異なるが、24時間～72時間くらい^{※3}と言われており、消毒できていない箇所は生存期間を考慮して立ち入り禁止とするなどの処置も考えられる。
- ・ 消毒は、「(参考) 消毒の方法及び主な留意事項について」を参考に行う。なお、トイレについては、感染者が使用したと考える場合は、消毒用エタノールまたは0.1%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液を使用して消毒する。

※3 厚生労働省のホームページにおいて、新型コロナウイルスについて、「物の表面についたウイルスは時間がたてば壊れてしまいます。ただし、物の種類によっては24時間～72時間くらい感染する力をもつと言われていています。」とされている。

(参考) 消毒の方法及び主な留意事項について※1

	消毒用 エタノール	一部の界面活性剤※2	次亜塩素酸ナトリウム 消毒液	次亜塩素酸水※3	亜塩素酸水※1
使用方法	<ul style="list-style-type: none"> 消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭いた後、そのまま乾燥させる 	<p>【住宅・家具用洗剤】</p> <ul style="list-style-type: none"> 製品に記載された使用方法どおりに使用 <p>【台所用洗剤】</p> <ul style="list-style-type: none"> 布巾やペーパータオルに、洗剤をうすめた溶液をしみこませ、液が垂れないように絞って使う。拭いた後は、清潔な布等で水拭きし、最後に乾拭きする 	<ul style="list-style-type: none"> 0.05%の消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭いた後は、必ず清潔な布等で水拭きし、乾燥させる（材質によっては変色や腐食を起こす場合があるため） 感染者が発生した場合のトイレでは0.1%の消毒液を使用 <ul style="list-style-type: none"> 作り方は、パンフレット「0.05%以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方」参照（別添資料10） 	<ul style="list-style-type: none"> 製品に、使用方法、有効成分（有効塩素濃度）、酸性度（pH）、使用期限の表示があることを確認 拭き掃除には有効塩素濃度80ppm以上のものを、流水で掛け流す場合には有効塩素濃度35ppm以上のものを使用 汚れをあらかじめ落としておく 拭く対象物に対して十分な量を使用 流水で掛け流す場合、次亜塩素酸水の生成装置から直接、対象物に対して行う きれいな布やペーパーで拭き取る 	<ul style="list-style-type: none"> 有機物が存在する環境下での使用が想定されている <p>【清拭する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 遊離塩素濃度25ppm（25mg/L）以上の溶液をペーパータオル等に染み込ませてから対象物を清拭（拭いた後数分以上置くこと）する その後、水気を拭き取って乾燥させる <p>【浸漬する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 遊離塩素濃度25ppm（25mg/L）以上の溶液に浸漬（数分以上浸すこと。）し、取り出した後、水気を拭き取って乾燥させる <p>【排泄やおう吐物等の汚物がある場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 汚物をペーパータオル等で静かに拭き取った上で、汚物のあった場所にペーパータオル等を敷き、その上に遊離塩素濃度100ppm（100mg/L）以上の溶液をまく（数分以上置くこと） ペーパータオル等を回収後、残った亜塩素酸水を拭き取って乾燥させる
主な留意点	清掃作業中に目、鼻、口、傷口などを触らないようにする				
	<ul style="list-style-type: none"> 引火性があるので電気スイッチ等への噴霧は避ける。 換気を十分に行う 	<ul style="list-style-type: none"> パンフレット「ご家庭にある洗剤を使って身近なものを消毒しましょう」参照（別添資料8） 	<ul style="list-style-type: none"> 必ず手袋を使用（ラテックスアレルギーに注意） 色落ちしやすいものの、腐食の恐れのある金属には使用不可 希釈した次亜塩素酸ナトリウムは使い切りとし、長時間にわたる作り置きはしない 換気を十分に行う 噴霧は絶対にしない 児童生徒等には扱わせない 	<ul style="list-style-type: none"> パンフレット「次亜塩素酸水」を使ってモノのウイルス対策をする場合の使用方法」参照（別添資料11） 	<ul style="list-style-type: none"> 酸性の製品やそのほかの製品と混合や併用しない 換気を十分に行う 直射日光の当たらない湿気の少ない冷暗所に保管する

※1 消毒を行う際は、以下の情報を参照すること。

「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html

※2 効果が確認された界面活性剤を含む洗剤を使用する場合は、以下の情報を参考にすること。

・別添資料9「有効な界面活性剤を含有するものとして事業者から申告された製品リスト（2021年10月31日版）」

（独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）のホームページ

<https://www.nite.go.jp/information/osirasedetergentlist.html>）

※3 「次亜塩素酸を主成分とする酸性の溶液」を指す。電気分解によって生成された「電解型次亜塩素酸水」と、次亜塩素酸ナトリウムのpH調整やイオン交換、ジクロロイソシアヌル酸ナトリウムの水溶などによって作られた「非電解型次亜塩素酸水」の両方を含む。

ウ 抵抗力を高めること

身体全体の抵抗力を高めるため、「十分な睡眠」、「適度な運動」及び「バランスの取れた食事」を心がけるよう指導する。

また、予防接種も新型コロナウイルス感染症の発症や重症化の予防等の効果が期待されている。

(3) 集団感染のリスクへの対応(3つの「密」(密閉空間、密集場所、密接場面)の回避)について

新型コロナウイルス感染症では、

ア 換気の悪い密閉空間

イ 多数が集まる密集場所

ウ 間近で会話や発声をする密接場面

という3つの条件(3つの密(密閉、密集、密接))が重なる場で、集団感染のリスクが高まるとされている。

この3つの条件が同時に重なる場を避けることはもちろんであるが、3つの密が重ならない場合でも、リスクを低減するため、できる限りそれぞれの密を避けることが望ましいとされている。

学校においては、「3密」と「大声」に注意することが必要である。

ア 「密閉」の回避(換気の徹底)

教室等の換気は、気候上可能な限り常時、困難なときはこまめに(30分に1回以上、数分程度、窓を全開する)、2方向の窓を同時に開けて行う。

授業中は必ずしも窓を広く開ける必要はない。

(ア) 常時換気の方法

気候上可能な限り、常時換気に努めること。

廊下側と窓側を対角に開けることにより、効率的に換気することができる。

なお、窓を開ける幅は10 cmから20 cm程度を目安とするが、小窓等を全開にするなどの工夫も考えられる。

また、廊下の窓も開けることも必要である。

(イ) 常時換気が困難な場合

常時換気が難しい場合は、こまめに(30分に1回以上)数分間程度、窓を全開にする。

(ウ) 窓のない部屋

常時入り口を開けておいたり、換気扇を用いたりするなどして十分に換気に努める。

また、使用時は、人の密度が高くなるように配慮する。

(エ) 体育館のような広く天井の高い部屋

換気は感染防止の観点から重要であり、広く天井の高い部屋であっても換気に努めるようにする。

(オ) エアコンを使用している部屋

換気機能のないエアコンは室内の空気を循環しているだけで、室内の空気と外気の入れ替えを行っていないことから、そうしたエアコンを使用する時においても換気は必要である。

(カ) 冬季における換気の留意点

冷気が入りこむため窓を開けづらい時期であるが、空気が乾燥し、飛沫が飛びやすくなることや、季節性インフルエンザが流行する時期でもあるので、徹底して換気に取り組むことが必要である。

気候上可能な限り、常時換気に努めること（難しい場合には30分に1回以上、少なくとも休み時間ごとに、窓を全開にする）。

○ 室温低下による健康被害の防止

換気により室温を保つことが困難な場面が生じることから、室温低下による健康被害が生じないように、児童生徒に暖かい服装を心がけるよう指導し、学校内での保温・防寒目的の衣服の着用について柔軟に対応すること。

また、室温が下がりすぎないように、空き教室等の人のいない部屋の窓を開け、廊下を経由して、少し暖まった状態の新鮮な空気を人のいる部屋に取り入れること（二段階換気）も、気温変化を抑えるのに有効である。

○ 機器による二酸化炭素濃度の計測

十分な換気ができているか心配な場合には、換気の指標として、学校薬剤師等の支援を得つつ、CO₂モニターにより二酸化炭素濃度を計測することが可能である。

学校環境衛生基準では、1500ppmを基準としている。

政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会では、マスクを伴わない飲食を前提としている飲食店等の場合には、1000ppm以下が望ましいとされており、昼食時には換気を強化する等、児童生徒の活動の態様に応じた換気をおこなうこと。

イ 「密集」の回避（身体的距離の確保）

【レベル3地域】

児童生徒の間隔を可能な限り2メートル（最低1メートル）確保するように座席を配置すること。

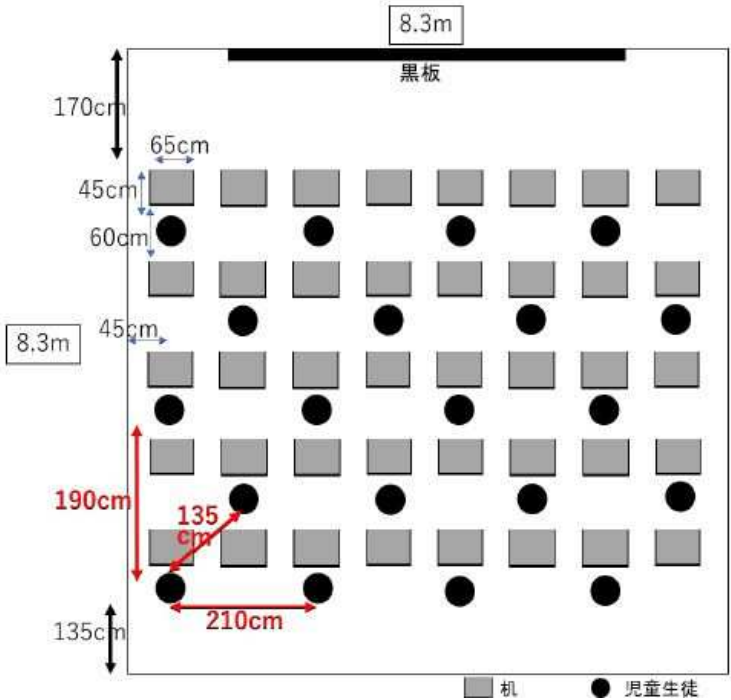
このような形で学校教育活動を行うためには、学級の規模に応じ、施設の制約がある場合には、学級を2つのグループに分けるなど、分散登校や時差登校を適宜組み合わせ、異なる教室や時間で指導を行う等の対応が必要となる。

【レベル1及びレベル2地域】

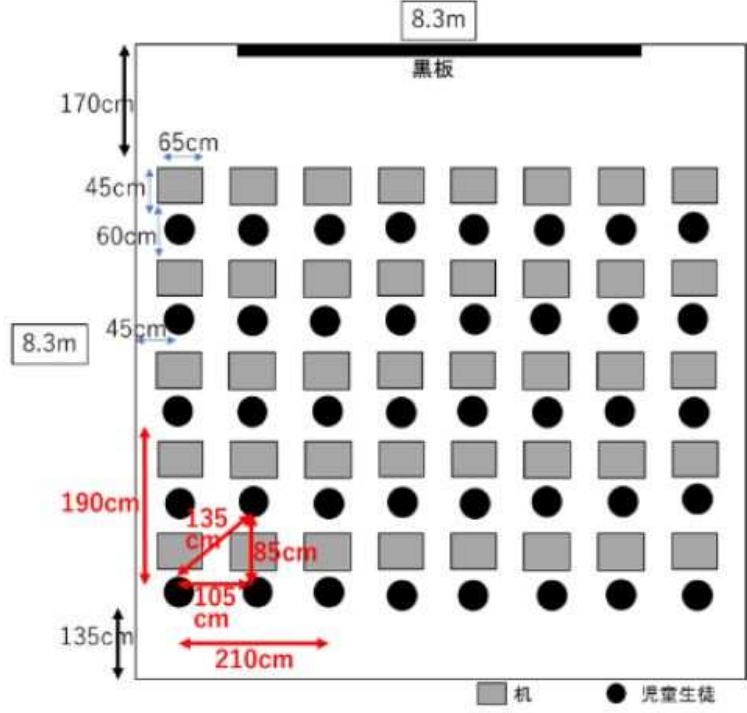
児童生徒の間隔を1メートルを目安に学級内で最大限の間隔をとるように座席を配置すること。

なお、以下の図は、座席配置の一例である。これらはいくまでも目安であり、それぞれの施設の状況や感染リスクの状況に応じて、柔軟に対応することが可能である。座席の間隔に一律にこだわるのではなく、頻繁な換気などを組み合わせることなどにより、現場の状況に応じて柔軟に対応すること。

(参考) レベル3地域 (1クラス 20人の例)



(参考) レベル1・2地域 (1クラス 40人の例)



ウ 「密接」の場面への対応（マスクの着用）

（ア）マスクの着用

学校教育活動においては、近距離での会話や発声等が必要な場面も生じることから、飛沫を飛ばさないよう、児童生徒及び教職員は、基本的（身体的距離が十分とれないとき）には常時マスクを着用すること。



ただし、次の場合には、マスクを着用する必要はない。

① 十分な身体的距離が確保できる場合

② 熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合

- ・ 夏期の気温・湿度や暑さ指数が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなるおそれがある。マスクを外す場合には、できるだけ身体的距離を保つ、近距離での会話を控えるようにするなどの配慮をすることが望ましいが、熱中症も命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先させること。
- ・ マスクの取り外しについては、活動の態様や児童生徒の様子なども踏まえ、現場で臨機応変に対応することが重要である。
- ・ 児童生徒等本人が暑さで息苦しいと感じた時などには、マスクを外したり、一時的に片耳だけかけて呼吸したりするなど、自身の判断でも適切に対応できるように指導すること。
- ・ 登下校時においても、熱中症のリスクが高くなるおそれがあるので、しんどい場合には、児童生徒の間にできるだけ距離を保ち、会話を控えるなどして、マスクを外してもよい。

③ 体育の授業

マスクの着用は必要ない。

ただし、十分な身体的距離がとれない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合には、マスクを着用すること。

（イ）マスクの取扱い

マスクを外す際には、ゴムやひもをつまんで外し、手指にウイルスが付着しないよう、なるべくマスクの表面には触れず、内側を折りたたんで清潔なビニールや布等に置くなどして清潔に保つこと。

（参考）フェイスシールド・マウスシールドの活用について

フェイスシールドやマウスシールドは、マスクに比べ効果が弱いことに留意する必要があるとされている。

フェイスシールドはしていたがマスクをしていなかった状況での感染が疑われる事例があったことなども踏まえ、感染症対策として、マスクなしでフェイスシールドやマウスシールドのみで学校内で過ごす場合には、身体的距離をとるようにすること。

例えば、教育活動の中で、顔の表情を見せたり、発音のための口の動きを見せたりすることが必要な場合には、フェイスシールドやマウスシールドを活用することも一つの方策と考えられるが、この場合には身体的距離をとりながら行うこと。

(4) 児童生徒の健康の保持について

- ・ 児童生徒の健康保持のため、次のことに留意して体調管理に努めること。

【暑い日等】

換気をしながらエアコンの温度設定をこまめに調整したり、涼しい服装にしたりして、暑さを避けることや、のどが渇く前に水分を取らせる等、対応すること。

【寒い日等】

室温低下による健康被害が生じないように、児童生徒に暖かい服装を心がけるよう指導し、学校内での保温・防寒目的の衣服の着用について柔軟に対応すること。

(5) 教職員の感染症対策について

- ・ 児童生徒と同様、感染症対策に取り組むほか、飛沫を飛ばさないよう、マスクを着用すること。
- ・ 毎朝の検温や風邪症状の確認などの健康管理に取り組むとともに、発熱や咳等の症状が見られる場合は、自宅で休養すること。
- ・ 教職員については、休みをとりやすい職場環境も重要である。具体的には、急遽出勤できなくなる可能性も想定して、教職員間で業務の内容や進捗、学級の状況等の情報共有を日頃から行うことや、教職員が出勤できなくなった場合の指導体制等の校務分掌について検討を進めることなどの工夫も有効である。
- ・ 教職員本人が濃厚接触者となった場合や、同居家族に未診断の発熱等の症状がある等により出勤できない場合に、業務をテレワークで行えるように体制を整えているので、活用すること。
- ・ 職員室等における勤務については、可能な限り他者との間隔を確保（おおむね1～2メートル）し、会話の際は、できるだけ真正面を避けるようにすること。
- ・ 職員室内で十分なスペースを確保できない場合は、空き教室を活用して職員が学校内で分散勤務をすることも考えられる。
- ・ 職員会議等を行う際は、最少の人数にしぼること、換気をしつつ広い部屋で行うことなどの工夫や、全体で情報を共有する必要がある場合は、電子掲示板等を活用すること、また、オンライン会議システム等を活用することが考えられる。

3 感染者等が発生した場合や児童生徒の出席等に関する対応

(1) 広島県北部保健所との連携

児童生徒及び教職員の感染が判明した場合、または児童生徒及び教職員が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、「学校における新型コロナウイルス感染症感染が確認された時の対応方針」（令和4年1月26日三次市教育委員会）に基づき、適切に校舎等の消毒を行うとともに、広島県北部保健所からの依頼により、濃厚接触者の候補がいる場合は、当該候補者のリストを提供し、保健所が行う感染者の行動履歴把握や濃厚接触者の特定等のための調査に協力する。

(注1) 接触者の考え方

- ・感染者からの物理的な距離が近い、又は物理的な距離が離れていても接触頻度が高い者等（感染者と同一の学級の児童生徒等）
- ・大声を出す活動、呼吸が激しくなるような運動を共にした者等（感染者と同一の部活動に所属する児童生徒等）
- ・感染者と食事の場や洗面浴室等の場を共有する生活を送っている者等（感染者と同一の寮で生活する児童生徒等）
- ・その他、感染対策が不十分な環境で感染者と接触した者等

(注2) 濃厚接触者の候補

感染者の感染可能期間（発症2日前（無症状者の場合は、陽性確定に係る検体採取日の2日前）から退院又は療養解除の基準を満たすまでの期間）のうち当該感染者が入院、宿泊療養又は自宅療養を開始するまでの期間において以下のいずれかに該当する児童生徒等及び教職員とする。

- ・感染者と同居（寮等において感染者と同室の場合を含む）又は長時間の接触があった者
- ・適切な感染防護なしに感染者を介護していた者
- ・感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つば等）に直接接触した可能性の高い者（1メートル以内の距離で互いにマスクなしで会話が交わされた場合は、時間の長さを問わずに濃厚接触者に該当する場合がある）
- ・手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なし*で、感染者と15分以上の接触があった者（例えば、感染者と会話していた者）

※ 必要な感染予防策については、マスクを着用していたかのみならず、いわゆる鼻出しマスクや顎マスク等、マスクの着用が不適切な状態ではなかったかについても確認する。

「積極的疫学調査の重点化に伴う学校における対応について（通知）」（R4.2.2 三次市教育委員会）

(2) 医療的ケアを必要とする児童生徒や基礎疾患等がある児童生徒

ア 医療的ケアを必要とする児童生徒（以下「医療的ケア児」という。）や基礎疾患等がある児童生徒について

- ・主治医の見解を保護者に確認の上、登校の判断をする。
- ・登校すべきでないと判断した場合の出欠の扱いについては、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができる。
- ・指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行う。
- ・医療的ケア児の登校に当たっては、事前に受入れ体制などを学校医等に相談すること。

イ 特別支援学級等における障害のある児童生徒について

- ・指導の際に接触が避けられないこともあることから、児童生徒の障害の種類や程度等を踏まえ、適切に対応する。

(3) 出席停止等の取扱い（教職員の取扱いについては7（1）を参照）

ア 出席停止の措置を取るべき場合

(ア) 児童生徒の感染が判明した場合、または児童生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合

- ・学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条の規定に基づく出席停止の措置を取る。
- ・濃厚接触者に特定されない場合であっても、学校で感染者と接触（感染者の感染可能期間（発症2日前～）の接触）があった者のうち、会話の際にマスクを着用していないなど感染対策を行わずに飲食を共にした者等は出席停止の措置を取る。

(イ) 児童生徒に発熱や咳等の症状がみられる場合

新型コロナウイルス感染症への対応として、同条に基づく出席停止の措置を取る。

(ウ) 感染がまん延している地域（レベル2及びレベル3地域）

同居の家族に未診断の発熱等の症状が見られるとき^{※1}にも、出席停止の措置を取る。

※1 同居の家族に未診断の発熱等の症状が見られる場合とは、例えば、仕事等を休む、病院を受診する等、日常生活に支障をきたす程度等と考えられる。

(エ) 出席停止の措置を取る必要がない場合等

新型コロナウイルスの感染者の濃厚接触者と同居している場合や行政検査の対象者と同居している場合等については特段登校を控えることを求める必要はない。ただし、感染が不安でやすませたいなどの保護者の意向がある場合は、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」の欄に記入し、欠席とはしないことも可能である。また、新型コロナウイルス感染症の対策や治療に当たる医療従事者その他の特定の職業である家族を持つ者について医学的な根拠なく登校を控えることを求めることは偏見や差別につながる行為であり、不適切である。

イ 上記のほかに「欠席」の扱いとしない場合

指導の際に接触が避けられないこともあることから、児童生徒の障害の種類や程度等を踏まえ、適切に対応する。

医療的ケア児や基礎疾患児について、登校すべきでない判断された場合及び保護者から感染が不安で休ませたいと相談のあった児童生徒等について、生活圏において感染経路が不明な患者が急激に増えている地域で、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合には、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」の欄に記入し、欠席とはしないことも可能である。

なお、海外から帰国・再入国した児童生徒等について、政府の水際対策の取組として一定期間自宅等での待機の要請の対象となっている者は、当該待機の時間を経ていることを確認した上で、健康状態に問題がなければ登校させても良い。

(参考) 出席停止等の取扱いについて

<p>指導要録上、「出席停止・忌引等の日数」として記録するもの</p>	<p>学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・感染が判明した者 ・感染者の濃厚接触者に特定された者 ・学校で感染者と接触があった者のうち、会話の際にマスクを着用していないなど感染対策を行わずに飲食を共にした者等 ・発熱や咳等の症状がみられる者 ・(レベル2及びレベル3地域) 同居の家族に未診断の発熱等の症状がみられる者
-------------------------------------	-------------------------------	--

	<p>「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療的ケア児や基礎疾患児について、登校すべきでない判断された場合 ・ 感染が不安で休ませたいと相談のあった児童生徒等について、感染経路の分からない患者が急激に増えている地域であるなどにより、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合
--	---	---

4 感染が広がった場合における対応について

(1) 学校において感染者等が発生した場合

ア 児童生徒や教職員の感染者が発生した場合

(ア) 学校等への連絡

- ・ 児童生徒や教職員の感染が判明した場合には、医療機関から本人（や保護者）に診断結果が伝えられるとともに、医療機関から北部保健所にも届出がなされる。
- ・ 学校には、通常、本人（や保護者）から、感染が判明した旨の連絡がなされる。
- ・ 感染者本人への行動履歴等のヒアリングは、北部保健所が行うことになる。
- ・ 北部保健所が、学校における感染者の行動履歴把握や濃厚接触者の特定等のための調査を行う場合には、学校は協力すること。

(イ) 感染者や濃厚接触者等の出席停止

- ・ 児童生徒の感染が判明した場合又は児童生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、各学校において、当該児童生徒に対し、学校保健安全法第 19 条に基づく出席停止の措置を取る。
 また、濃厚接触者に特定されない場合であっても、学校で感染者と接触（感染者の感染可能期間（発症 2 日前～）の接触）があった者のうち、会話の際にマスクを着用していないなど感染対策を行わずに飲食を共にした者等は出席停止の措置をとること。
- ・ 濃厚接触者に対して出席停止の措置をとる場合の出席停止の期間の基準は、濃厚接触者として待機を求められている期間とする。学校で感染者と会話の際にマスクを着用していないなど感染対策を行わずに飲食を共にした者等の出席停止の期間は、感染者と最後に接触した日の翌日から起算して 7 日間の自宅待機としてください。
- ・ 感染者や濃厚接触者等が教職員である場合には、7（1）を参照すること。
- ・ なお、感染者や濃厚接触者であった教職員や児童生徒等が学校に出勤、登校するに当たり、学校に陰性証明を提出する必要はない。

(ウ) 校舎内の消毒

- ・ 児童生徒や教職員の感染が判明した場合には、市教委等と連携して消毒を行うが、必ずしも専門業者を入れて施設全体を行う必要はなく、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品（当該感染者が高頻度で触った物品）を消毒用エタノールまたは0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液により消毒するようにする。
- ・ また、症状のない濃厚接触者が触った物品に対する消毒は不要とされている。
- ・ 物の表面についてのウイルスの生存期間は、付着した物の種類によって異なるが、24時間～72時間くらいと言われており、消毒できていない箇所は生存期間を考慮して立ち入り禁止とするなどの処置も考えられる。
- ・ 消毒は、「(参考) 消毒の方法及び主な留意事項について」(p.8)を参考に行う。なお、トイレについては、消毒用エタノールまたは0.1%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液を使用して消毒する。

イ 学校内で体調不良者が発生した場合の対応

- ・ 学校内で、発熱や咳等の症状が発生した場合には、当該児童生徒を安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導する。(この場合、指導要録上は、「欠席日数」とせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録する。)
- ・ 安全に帰宅できるよう、保護者の来校まで学校に待機させることが必要となることも考えられ、その場合には、他の者との接触を可能な限り避けられるよう、別室で待機させるなどの配慮をすること。

(2) 臨時休業の判断について

ア 学校で感染者が発生した場合の臨時休業について

学校においては、地域の感染状況を踏まえ、学習活動を工夫しながら、可能な限り、学校行事や部活動等も含めた学校教育活動を継続し、子供の健やかな学びを保障していくことが重要である。

臨時休業については、感染した児童生徒や教職員の学校における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況及び感染経路の明否を踏まえて判断する。

(ア) 学校の対応

- 学校において感染が確認された場合の対応については、「学校における新型コロナウイルス感染症 感染が確認された時の対応方針」(令和4年1月26日三次市教育委員会)に基づき対応すること。
- ただし、長期休業中等において、感染した児童生徒が最後に登校したのが感染可能期間(発症2日前～)より前である場合においては、学校は特に対応の必要はない。

(イ) 放課後児童クラブ等の対応

- 児童等に感染が確認され、学級・学年閉鎖又は臨時休業となった場合、感染拡大防止対策として、学校の対応が確定された「児童のいる時間帯」により、次のとおりとする。

感染が確認された時間帯	当日	翌日以降
①学校にいる時間帯	休会	小学校が学級・学年閉鎖又は臨時休業中は休会状況に応じて休会を延長する場合がある。 児童（教職員）への感染が確認されず、支援員にのみ感染が確認された場合は、児童クラブのみ休会となる場合がある。
②一部児童が下校した時間帯（児童クラブ一部登会后）	この時点で下校していない児童の受入れは中止する。※1 すでに受け入れている児童は、保護者へ早めの迎えを電話で要請する。	
③全ての児童が下校した時間帯（児童クラブ登会后）	保護者へ早めの迎えを電話で要請する。	
④児童クラブが閉会している時間	閉会	

※1 学級・学年閉鎖となった場合、小学校区の全ての放課後児童クラブに、閉鎖した学年の児童がいない場合は休会としない。但し、十日市小学校区においては、ちゅうおう放課後児童クラブのみ、閉鎖した学年の児童がいない場合は休会としない。

※2 学級・学年閉鎖の期間が延長された場合は、学校の感染状況により、放課後児童クラブの対応を判断する。

令和4年度用「三次市放課後児童クラブ申込・利用の手引」

イ 感染者が発生していない学校の臨時休業について

地域の感染状況が悪化し、感染経路不明の感染者が多数発生しているような地域では、地方自治体の首長がアラートを発し、地域内の社会経済活動を一律に自粛することがある。このような局面では、感染者が出ていない学校であっても、臨時休業を行う場合がある。

【レベル3地域】

地域や生活圏の感染状況を踏まえた臨時休業を行う場合もある。

【レベル1及びレベル2地域】

基本的には、地域一律の臨時休業を行う必要性は低いと考えられる。

ウ 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象区域に属すると特定された地域における臨時休業の考え方について

- ・ 特措法第32条第1項に基づき、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が出されると、事態の進展に応じた措置が講じられることになる。
- ・ 新型インフルエンザ等対策緊急事態措置を実施すべき区域とされた都道府県の知事（対策本部長）は、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、

施設管理者等に対し、一般的な要請として特措法 24 条 9 項に基づく施設の使用の制限や停止を求めること、仮に上記の要請に応じない施設管理者等がいる場合など、特に必要と認めるときは、特措法第 45 条第 2 項に基づく施設の使用の制限や停止を要請、その他、都道府県教育委員会に対し、同法第 24 条第 7 項等に基づき必要な措置を講ずることの要請をできるようになる。

エ 臨時休業を行う場合の学校名の公表について

三次市においては、広島県の公表内容に加え、臨時休業（一部の学年又は学級を閉鎖した場合を含む）を行った場合は、学校名を公表することとする。

<学校名を公表する理由>

- ・ 公表することで、市民の詮索、不安を煽らないようにするため。
- ・ 学校は責任をもって消毒を行い感染拡大防止に努め、児童生徒の安全を確保した上で、学校を再開するため。

オ 地域住民や保護者等への情報提供について

学校の臨時休業を行う場合、三次市ではにニュースリリースをするとともに、ホームページ等で情報提供を行う。対象学校においては、通知文の配付やマメール等を活用し保護者へ情報提供すること。その場合には十分に感染者等の個人情報の保護に配慮するとともに、そうした情報が差別や偏見につながらないように慎重に対応すること。

(3) 臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない場合の留意点

ア 学習指導について

非常時に臨時休業又は出席停止等により児童生徒がやむを得ず学校に登校できない場合であっても、児童生徒の学習の機会を確保することができるよう、平常時から非常時を想定した備えをしておくこと。その上で、非常時において、臨時休業や出席停止等により、やむを得ず学校に登校できない児童生徒等に対しては、学習に著しい遅れが生じることのないようにするとともに、規則正しい生活習慣を維持し、学校と児童生徒等との関係を継続すること。

イ 児童生徒の心身の状況の把握

- ・ 学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察等により、児童生徒等の状況を的確に把握するとともに、学校医と連携した健康相談等の実施や、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等による心理面・福祉面からの支援など、管理職のリーダーシップのもと、関係教職員がチームとして組織的に対応すること。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関連したストレス、いじめ、偏見等に関し、相談窓口（「24時間子供SOSダイヤル」やSNS相談窓口、広島県や三次市が開設する相談窓口等）を適宜周知するなど、積極的な情報提供に努めること。
- ・ 特に、保護者による虐待や心身の状態が心配される児童生徒に関しては、在宅時間が大幅に増加することに伴う児童虐待のリスクも踏まえ、電話等で定期的に児童生徒の状

況を把握すること（概ね1週間に1回以上）。

- ・ 加えて、スクールソーシャルワーカー等の活用や、北部こども家庭センター等の関係機関と緊密に連携し、必要な支援を行うこと。
- ・ 臨時休業中や分散登校期間中であっても、児童生徒の状況等から、対面での指導（児童生徒の心身の状況の把握や心のケアを含む。）等の必要性が高いと考えられる場合には、感染症対策を徹底した上で、短時間の最小限度の範囲で行うことも考えられる。
- ・ 地域の感染状況に応じ、登校日を適切に設定することも考えられるが、登校日以外の日においても、体調面に配慮した上で、虐待のリスクなど特に配慮を要する児童生徒については登校させたりするなど、きめ細かな対応のための工夫を行うこと。

ウ 子どもの居場所の確保

（ア）学校の臨時休業を行う場合

保護者が休暇を取得するなどの協力が必要となるが、子どもの居場所確保に向けた取組を行うかどうかについては、当該学校を臨時休業とした趣旨を踏まえ、児童生徒の間での感染拡大リスクを考慮し、慎重に判断する必要がある。

特に、学校の臨時休業が行われる場合にあっては、要請の趣旨を踏まえつつ、保護者が医療従事者である場合等について、居場所の確保について検討することが望ましい。

（イ）学校の一部を休業とする場合

分散登校に伴い、登校する児童生徒の兄弟姉妹である幼児や低学年の児童が自宅で一人になる場合が生じることも考えられるところであり、市全体としての子どもの居場所づくりに配慮する必要がある。

このような場合、学校は次に示す対応を取り、子どもの居場所づくりに努める。

- どうしても家庭にいることのできない児童生徒について、各学校で個別の対応を行う。
- 放課後児童クラブ等からの依頼や相談にも、できる限りの工夫と支援の協力を行う。
- 特別支援学級に在籍している児童生徒について、障害に対応した預かり先が見つからない場合は、学校において受け入れる等の対応を行う。

このような対応を取る場合は、以下の点に特に留意する。

◆ 学校の教室等の活用について

- ・ 学校の臨時休業に伴い、放課後児童クラブ等において通常時より利用児童のニーズが高まることが考えられるため、密集性を回避し感染を防止すること等から、一定のスペースを確保することが必要である。
- ・ このため、教室、図書館、体育館、校庭等が利用可能である場合は、国庫補助を受けて整備した学校施設を使用する場合であっても財産処分には該当せず、手続は不要であり、積極的に施設の活用を推進する。

エ 分散登校日を設定する場合の出欠の取扱い等

(ア) 学校の全部を休業とする場合

学校の全部を休業とした上で任意の登校日を設定する場合は、指導要録上の「授業日数」には含まないものとして取り扱う。

(イ) 学校の一部を休業とする場合

学校の一部を休業とした上で授業日としての登校日を設定する場合、児童生徒の出欠の取扱いについては、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」(平成31年3月29日初等中等教育局長通知)別紙等における考え方を踏まえ、以下のとおりとする。

- ・ 学年の全部を休業とした日数は授業日数には含めない
- ・ 学年の一部を休業とした日数は授業日数に含まれ、授業のある児童生徒については出欠を記録するとともに、授業のない児童生徒については「出席停止・忌引等の日数」として記録する。

なお、出欠を記録する際には、「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の学習指導について」(令和2年4月10日付け初等中等教育局長通知。以下「学習指導通知」という。)のとおりに、やむを得ず学校に登校できない児童生徒への必要な配慮を行う。

5 学習指導等

(1) 学習指導について

ア やむを得ず学校に登校できない児童生徒等への ICT 等の活用による学習指導等

(ア) 基本的な考え方

一定の期間児童生徒がやむを得ず学校に登校できない場合などには、タブレット端末を自宅等に持ち帰らせ、オンラインによる朝の会や健康観察で会話する機会を確保したり、タブレット端末に学習課題等を配信することで自宅学習を促進したり、同時双方向型のウェブ会議システムを活用して、教師と自宅等をつないだ学習指導等を行ったりするなど、登校できなくても学校と自宅等をつなぐ手段を確保し、児童生徒とコミュニケーションを絶やさず学びを止めないようにする取組を行うこと。

(イ) 学習指導を実施する際の留意事項等

学習指導に当たっては、指導計画等を踏まえた教師による学習指導と学習把握を行うこと。具体的には、児童生徒の実情等を踏まえながら、主たる教材である教科書に基づいて指導するとともに、教科書と併用できる教材等(例えばデジタル又はアナログの教材、オンデマンド動画、テレビ放送等)を組み合わせたり、ICT環境を活用したりして指導すること。その際、学習者用デジタル教科書やデジタル教材等を用いたり、それらを組み合わせたりして指導することも考えられる。また、登校日の設定や家庭訪問の実施、電話や電子メールの活用等を通じて学習の状況や成果をきめ細かく把握するようにすること。さらに、課題を配信する際には、児童生徒の発達の段階や学習の状況を踏まえ、適切な内容や量となるよう留意すること。

家庭の事情等により特に配慮を要する児童生徒に対しては、特別に登校させたりするなどの対応をとること。

さらに、課題を配信する際には児童生徒の発達の段階や学習の状況を踏まえ、適切な内容や量となるよう留意する。

(参考)

- 「新型コロナウイルス感染症対策のために小学校、中学校、高等学校等において臨時休業を行う場合の学習の保障等について」別紙「学習計画表」等

(令和2年4月21日付け文部科学省初等中等教育局長通知)

- 子供の学び応援サイト

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index_00001.htm

(ウ) やむを得ず学校に登校できない児童生徒が自宅等で行った学習の取扱い

新型コロナウイルス感染症を含む感染症や災害の発生等の非常時に臨時休業や出席停止等により、やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対して、指導計画等を踏まえながら、教師による学習指導を行う際には、日々その状況を適宜把握し、児童生徒の学習の改善や教師の指導改善に生かすことが重要である。また、学習の状況や成果は学校における学習評価に反映することができる。

新型コロナウイルス感染症を含む感染症や災害の発生等の非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない児童生徒に対して行われた教師による学習指導が以下の要件を満たしており、児童生徒の学習状況及び成果を確認した結果、十分な学習内容の定着が見られ、再度指導する必要がないものと校長が判断したときには、当該内容を再度学校における対面指導で取り扱わないこととすることができる。

この場合、学級全体の学習状況及び成果に鑑み再度授業において取り扱わないこととする場合であって、一部の児童生徒への学習内容の定着が不十分である場合には、別途、個別に補習を実施するなどの必要な措置を講じる必要がある。

(要件)

- 教科等の指導計画に照らして適切に位置付くものであること。
- 教師が児童生徒の学習状況及び成果を適切に把握することが可能であること。

(エ) 指導要録上の取扱い

新型コロナウイルス感染症を含む感染症や災害の発生等の非常時に臨時休業や出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない児童生徒について、以下の方法によるオンラインを活用した学習の指導（オンラインを活用した特例の授業）を実施したと校長が認める場合には、指導要録の「指導に関する記録」の別記として、「感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について」（令和3年2月19日付け2文科初第1733号文部科学省初等中等教育局長通知）に従い、非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録について学年ごとに作成する。

- 同時双方向型のオンラインを活用した学習指導
- 課題の配信・提出、教師による質疑応答及び児童生徒同士の意見交換をオンラインを活用して実施する学習指導（オンデマンド動画を併用して行う学習指導等を含む）

その際、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における指導要録の「出欠の記録」における記載事項の取扱いについて」（令和3年10月1日付け3文科初第1152号文部科学省初等中等教育局長通知）等に従い、オンラインを活用した特例の授業の参加日数を指導要録の「出欠の記録」の「備考」に転記する。

イ 登校再開後の対応

児童生徒が学校に登校することができるようになった時点で、臨時休業等の中の学習内容の定着を確認した上で、児童生徒の状況を踏まえ、可能な限り、教育課程内での補充のための授業や教育課程に位置付けない補習等の措置を講じる。

また、必要に応じて、例えば1コマを40分や45分に短くしたうえでの一日当たりの授業コマ数の増加等の時間割編成の工夫や長期休業期間の見直し、学校行事の重点化や準備時間の縮減等の様々な工夫により、学校における指導を充実させること。

その際には、児童生徒や教職員の負担軽減にも配慮する。なお、新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等により、学校教育法施行規則に定める標準授業時数を踏まえて編成した教育課程の授業時数を下回ったことのみをもって、学校教育法施行規則に反するものとはされないとされている。

新型コロナウイルス感染症の影響により、上記のとおり各種の取組を行い学校における指導を充実したとしても、なお年度当初予定していた内容の指導を当該年度中に終わることが困難である場合の特例的な対応として、学習指導要領に定める内容が効果的に指導できるよう、個人でも実施可能な学習活動の一部をICT等を活用して授業以外の場において行うことなどにより、学校の授業において行う学習活動を、教師と児童生徒の関わり合いや児童生徒同士の関わり合いが特に重要な学習への動機付けや協働学習、学校でしか実施できない実習等に重点化することが考えられる。

ウ 各学年の修了及び卒業の認定等

臨時休業等に伴い、やむを得ず学校に登校できない状況にある児童生徒等については、各学年の課程の修了又は卒業の認定に当たっては、弾力的に対処し、その進級、進学等に不利益が生じないように配慮する。

エ 感染リスクの高い学習活動の取扱い

- 「『新しい生活様式』を踏まえた学校の行動基準」による。
- 各教科等の指導については、次に掲げるものなど感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い学習活動として、以下のような活動が挙げられる。
 - ・ 各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、密集又は近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
 - ・ 理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
 - ・ 音楽科における「室内で児童生徒が近距離で行う歌唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管弦楽器演奏」
 - ・ 図画工作科・美術科における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
 - ・ 家庭科、技術・家庭科における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」

- ・ 体育・保健体育科における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり、接触したりする運動」
- 水泳指導については、三次市内の感染状況を踏まえ、密集・密接の場면을避けるなど、感染防止対策を講じることを前提として、水泳の授業を実施することは差し支えないと考える。（参照：「学校の水泳授業における感染症対策について」文科省令和3年4月9日事務連絡）
夏季休業中の自由プールの実施については、三次市対策本部の方針や文科省の事務連絡を踏まえたうえで、PTAや関係者等と協議を行い検討すること。

【レベル3 地域】

上記の活動は、「感染症対策を講じてもおお感染のリスクが高い」ことから、行わないようにする。

【レベル2 地域】

上記の活動は、可能な限り感染症対策を行った上で、リスクの低い活動から徐々に実施することを検討する。

これらの活動における、児童生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っでの発声」について、可能なものは避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにし、また回数や時間を絞るなどして実施する。

【レベル1 地域】

上記の活動は、換気、身体的距離の確保や手洗いなどの感染症対策を行った上で実施することを検討する。

オ 合唱等を行う場面での感染症対策の徹底

学校の授業や部活動等において合唱を行う場面には、一般社団法人全日本合唱連盟が作成している感染症対策のガイドラインにのっとり活動を進めていくが、特に、次の感染症対策に取り組むこと。

- (ア) マスク^{※1}は飛沫拡散防止の効果があるため、原則、着用することとする。
- (イ) 合唱している児童生徒同士の間隔や、指導者・伴奏者と児童生徒との間隔、発表者と聴いている児童生徒等との間隔は、マスクを着用している場合であっても、前後方向及び左右方向ともにできるだけ2 m（最低1 m）空ける。
- (ウ) 立っている児童生徒の飛沫が座っている児童生徒の顔へ付着する飛沫感染のリスクを避けるため、立っている児童生徒と座っている児童生徒が混在しないようにする。
- (エ) 連続した練習はできる限り短くする。
常時換気を原則とし、窓等を対角方向に開け、十分に換気を行う。
飛沫感染に留意し、近距離での大声を徹底的に避ける。

※1 ここでいうマスクは、鼻と口の両方を隙間がないよう覆った形状のもの。
・ マウスシールド、下部の開放が広いマスクなど、隙間のある形状のものは該当しない。
・ フェイスシールドについては的確な取り扱いを行わないと感染を拡大させてしまう危険があり、専門的知識のない方が扱うことは危険であるので、合唱活動においての着用は推奨しない。

歌唱時のマスクの着用により息苦しくなるなどのケースでは、十分な距離（最低2m）をとってマスクを外して行うことも考えられるが、地域の感染が拡大しているような場合には、マスクを着用しないで行う合唱活動を一時的に制限するなどの対応も必要である。

ただし、屋外で、十分な距離（最低2m）を確保して、向かい合わずに行う場合には、マスクを着用せずに行うことも考えられる。屋外に準じる程度に十分に換気の行き届いた空間（双方向の窓を全開している場合や、換気設備が整っている場合等）においても、同様とする。

(2) 部活動について

ア 部活動の実施

- ・ 運動不足の生徒もいると考えられるため、生徒の怪我防止には十分に留意すること。
- ・ 実施に当たっては、生徒の健康・安全を第一に考慮して、地域の感染状況に応じて実施内容や方法を工夫すること。
- ・ 活動においては、3つの「密」（密閉空間、密集場所、密接場面）を避けるよう対策を講じることとし、次の「イ 部活動における感染防止策」を講じても、なお感染の可能性が高い活動については、実施しないこと。
また、運動部活動においては、各競技団体が作成するガイドラインを踏まえること。
- ・ 運動部活動でのマスクの着用については、体育の授業における取扱いに準じること。
- ・ 学校の全部を休業とする場合は、部活動は自粛すること。
- ・ 長期休業期間においては、地域の感染状況に応じ、密集したり近距離で行ったりする活動等を避けるため、例えば午前と午後で活動時間を分け、校庭や体育館を広く活用するほか、空き教室等を活用する、または、社会体育施設等を活用するなど、地域の実情に応じた工夫を検討すること。

【レベル3 地域】

可能な限り感染及びその拡大のリスクを低減させながら、なるべく個人での活動とし、少人数で実施する場合は十分な距離を空けて活動する。

密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動は行わないようにする。

【レベル2 地域】

可能な限り感染症対策を行った上で、リスクの低い活動から徐々に実施することを検討する。

密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動の実施は慎重な検討が必要である。

なお、相当の期間において感染者が確認されていない地域にあっては、可能な限り感染症対策を行った上で通常の活動に移行することが考えられる。他方、直近の一週間において感染者が確認されている地域にあっては、より慎重な検討が必要である。

【レベル1 地域】

可能な限り感染症対策を行った上で通常の活動を行う。

【参考】

スポーツ庁HP

「スポーツ関係の新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインについて」

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa_00021.html

イ 部活動における感染防止策

(ア) 主に活動中に注意すること

- ① 活動においては、生徒同士の距離をなるべくとること。少なくとも、2 mの距離を空けて活動すること。
- ② 運動を伴う活動においては、十分な準備運動を行うとともに、個人や集団の能力に応じた活動とし、生徒のけが防止には十分に留意すること。
- ③ 1時間に2～3回程度の休憩時間を設け、早目の給水を行わせるとともに、健康観察や換気、手洗いやうがい、身体的距離の確認などを行うこと。
- ④ 活動中は、用具等を使用者が変わるとともに、消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等で消毒すること。消毒液の入手が困難な場合はこまめな水拭きを行うこと。
- ⑤ 給水等で使用するコップ等や、汗拭き用のタオル等を共用させないこと。
- ⑥ 人の密度が低い状態でも、気候上可能な限り常時ドアや窓を開放し、可能であれば常時2方向以上の窓を同時に開けて換気を行うこと。
- ⑦ マスク等を着用して運動を行う場合には、同じ運動であっても、体へ高い負荷がかかり、低酸素症や熱中症などのリスクが高まるため、気温や湿度に注意しながら活動するとともに、こまめに給水を取り、強度の高い運動（心拍数120/min以下の運動とすることが目安であるが、個人差があることに留意すること）は行わないこと。

(イ) 主に活動前後に注意すること

- ① 生徒の活動前後の健康観察（検温や体調の確認等）を行い、体調不良等がある場合は当該生徒の活動を中止し、安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導すること。
- ② 寝不足や食事抜き等により、免疫力が低下した状態で、活動を行わせないこと。
- ③ 咳エチケット等を徹底し、活動前後には必ず流水と石鹸で手洗いをする。
- ④ 活動前後は、生徒が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）や、用具等を、消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等で消毒すること。消毒液の入手が困難な場合は水拭きを必ず行うこと。
- ⑤ 活動の前後においても3密を避け、更衣等は部室などの小部屋で行わないこと。

ウ 休養日及び活動時間

「運動部活動の方針」（平成31年4月 三次市教育委員会）及び「文化部活動の方針」（令和元年6月 三次市教育委員会）に準じる。

【休養日】

週当たり2日以上休養日を設ける。

なお、平日は定時退校日と併せて少なくとも1日、週末の土曜日及び日曜日は少な

くとも1日以上を休養日とし、週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

【活動時間】

1日の活動時間は、平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

ただし、地域の感染状況によっては、広島県教育委員会及び三次市教育委員会の通知を参考にすること。

エ 大会等への参加

- ・ 大会やコンクール等の参加に当たっては、令和2年7月1日から、感染症対策を最大限講じた上で、参加する学校長の判断により可能としている。

ただし、他市町で開催される大会等や、他市町の学校と練習試合等を行う場合は、他市町の感染状況を考慮して実施すること。

- ・ 学校として主催団体とともに責任をもって、大会における競技、演技、演奏時等とはもとより、会場への移動時や会食時、会場での更衣室や会議室等の利用時などにおいても、生徒、指導者等の感染拡大を防止するための対策を講じること。
- ・ 練習試合や合同練習等の実施に当たっては、地域の感染状況等を踏まえ、部活動を担当する指導者等のみで行うのではなく、学校として責任をもって、大会等の参加時と同様の感染拡大を防止するための対策を講じること。

(3) 学校図書館の利用

図書館利用前後には手洗いをする等、感染対策を徹底し、また児童生徒の利用する時間帯が分散するよう工夫して図書館内での密集を生じさせない配慮をした上で、貸出機能は維持するよう取り組むこと。

(4) 安全な学校給食の実施

- ・ 「学校給食衛生管理基準」に基づいた調理作業や配食を行うよう改めて徹底すること。
- ・ 児童生徒に食事の前後の手洗いを徹底させ、会食に当たっては、飛沫を飛ばさないよう、例えば、机を向かい合わせにしない、または会話を控えるなどの対応が必要である。
- ・ 給食の配食を行う児童生徒及び教職員は、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無、衛生的な服装をしているか、手指は確実に洗浄したか等、給食当番活動が可能であるかを毎日点検し、適切でないと認められる場合は給食当番を代えるなどの対応が必要である。

(5) 清掃活動

- ・ 清掃活動は、学校内の環境衛生を保つ上で重要である一方で、共同作業を行うことが多く、また共用の用具等を用いるため、換気のよい状況で、マスクをした上で行うようにすること。
- ・ 掃除が終わった後は、必ず石けんを使用して手洗いを行うようにすること。

(6) 休み時間

休み時間中の児童生徒の行動には、教職員による状況把握が難しいことから、児童生徒本人に感染症対策の考え方を十分理解させるとともに、休み時間中の行動についての必要なルールを設定することなども含めて、指導の工夫が必要である。

【レベル2及びレベル3地域】

トイレ休憩については混雑しないよう動線を示して実施する。また、廊下で滞留しないよう、私語を慎むなどの指導の工夫が必要である。

【レベル1地域】

上記のレベル2以上の地域の取組を踏まえ、徐々に制限を緩和するとともに、会話をする際にも、一定程度距離を保つこと、お互いの体が接触するような遊びは行わないよう指導すること。

(7) 登下校

登下校時には、上記の「休み時間」と同様、教職員による状況把握が難しいことに加えて、特にスクールバスへの乗車中は、状況によっては「3密」が生じうることを踏まえ、次のような工夫や指導が必要である。

- ・ 登下校中については、校門や玄関口等での密集が起こらないよう登下校時間帯を分散させる。
- ・ 集団登下校を行う場合には密接とならないよう指導する。
- ・ 夏期の気温・湿度や暑さ指数が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなるおそれがあるため、屋外で人と十分な距離を確保できる場合には、マスクを外してもよいことを指導すること。

○ スクールバスを利用するに当たって

- ・ 利用者の状況に配慮しつつ、定期的に窓を開け換気を行うこと。
- ・ 乗車前に、家庭において検温し、発熱が認められる者は乗車を見合わせる。
- ・ 可能な範囲で運行方法の工夫等により、過密乗車を避けること。
- ・ 利用者の座席を離し、それが難しい場合は、会話を控えることやマスクの着用について徹底すること。
- ・ 利用者に手洗いや咳エチケット等を徹底すること。
- ・ 地域の感染状況に応じ多くの利用者が触れるドアノブ等を消毒すること。

6 学校行事等の実施について

(1) 学校行事等について

それぞれの行事の意義や必要性を確認しつつ、その実施に当たっては、可能な限り感染拡大防止の措置を講じたうえで、規模を縮小する、集団での飲食は控えるなどして実施すること。

なお、感染拡大防止の措置を講じたうえで、安全確保が難しいと判断した場合は、延期又は中止とすること。

※ 職場体験活動（中学校）は、三次市コアカリキュラムにおいて意図的に位置付けている活動であり、原則「5日間」の実施とする。

ただし、学校状況や受入れ先の状況に応じて期間を変更する場合，目的を達成するためには，一定の期間継続して行うことが望まれるため，「**3日間以上**」は必要と考える。

(令和2年2月25日 令和元年度 第12回定例校長会 説明より)

(2) 修学旅行について

教育的意義や児童生徒の心情等にも配慮し，感染拡大防止の対策を講じたうえで実施をすること。

旅行先の感染状況によって実施が難しい場合は，中止ではなく延期扱いとし，安全に行うためにも，業者としっかり連携し，旅行日程を短縮，または，旅行先を変更（例えば近県や県内等）するなど，旅行先の状況等を把握しながら実施すること。

実施をする際は，「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き及び「修学旅行の実施に関する留意事項」を参考にすること。

なお，実施にあたり，旅行中に児童生徒に風邪症状が見られた場合の対応や，児童生徒及び引率教職員の安全確保等が難しいと判断される場合は，旅行日程を短縮，または，旅行先を変更するなど，必要に応じて計画を再検討すること。

また，旅行後は，保護者に家庭での感染防止対策に気をつけていただくよう呼びかけるとともに，「健康観察カード」により，児童生徒の健康状況の把握に努めること。

なお，発熱等の風邪の症状がある場合には，自宅で休養することを徹底させること。

7 その他

(1) 教職員の勤務等について

ア 新型コロナウイルス感染症に係る教職員の休暇等の取扱い

(ア) 県費教職員，県費会計年度任用職員

県費教職員及び県費会計年度任用職員の休暇等については，次のように扱うこと。

区 分	具 体 例
特別休暇 第26号	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員が新型コロナウイルス感染症の疑い患者として，保健所から自宅待機要請を受けた場合 ・ 職員が新型コロナウイルス感染症の疑い患者の濃厚接触者として，保健所から自宅待機要請を受けた場合（保健所等の方針・指導に従い，所属長，新型コロナウイルス感染症の患者その他の保健所等が指定する者から自宅待機要請の連絡が行われる場合を含む。） ・ 停留（検疫法）の措置を受けている場合
※県費会計年度任用職員は「 <u>特休</u> 」と表記	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検疫法に基づき，職員又はその親族が外出自粛要請等を受けた場合で，勤務しないことがやむを得ないと認められるとき ・ 感染症法に基づき，職員又はその親族が，新型コロナウイルス感染症の患者又は新型コロナウイルス感染症にかかっていると疑うに足る正当な理由のある者として外出自粛要請を受けた場合で，勤務しないことがやむを得ないと認められるとき ・ 職員又は親族に発熱等の風邪症状が見られることから，新型コロナウ

	<p>イルス感染症対策の基本方針等を踏まえ、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（※上記の要件ほか、職員が新型コロナウイルス感染症様症状を呈する場合を含む。）</p> <p>（※職員に発熱等の風邪症状が見られる場合で、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合には、新型コロナワクチン接種による副反応かどうかにかかわらず休暇を承認して差し支えない。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症に伴う小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等の臨時休業その他の事情により、子の世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
病気休暇	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員が新型コロナウイルス感染症様症状を呈する場合 ・ 入院勧告（感染症予防法）の措置を受けている場合
家族看護等 休暇	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家族が新型コロナウイルス感染症様症状を呈する場合 ・ 家族が入院勧告（感染症予防法）の措置を受けている場合 ・ 学校等の臨時休業による子の世話のため出勤できない場合 ※5日以内（義務教育終了前の子が2人以上いる場合は10日以内） ※子以外は職員の看護の必要性要件あり
年次有給休暇	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他、職員自らが休暇が必要と判断する場合
在宅勤務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海外渡航歴があり、日本への帰国日から2週間を経過していない職員 ・ 海外渡航歴があり、日本への帰国日から2週間を経過していない者と濃厚接触した職員 ・ 新型コロナウイルス感染症患者（疑い患者を含む。）と長時間接触（例えば、車内及び航空機等の密室空間に一緒にいた場合、同一室内で業務に1時間以上従事した場合及び一緒に会食した場合等）した職員

イ 市費会計年度任用職員

市費教職員の休暇等については、次のように扱うこと。

区 分	具 体 例
特別休暇	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検疫法に基づく措置 ・ 職員又はその家族がPCR検査を受検する場合 ・ 職員又はその家族に発熱等の風邪症状が見られることから、勤務しないことがやむを得ない場合 ・ 小学校等の臨時休業等により、子の世話をを行うために勤務しないことがやむを得ない場合 ・ 新型コロナワクチン接種に係る間及び接種に伴う発熱等の副反応による出勤困難の間

【参考】令和2年4月9日、4月13日付け三次市役所総務部総務課長通知

【参考】令和3年5月17日付け三次市役所総務部総務課長通知

(2) 臨時休業期間中の教職員の勤務について

ア 分散勤務の実施について

このことについては、「学校・共同調理場に勤務する県費負担全職員及び市費職員に係る新型コロナウイルス感染症対策に伴う分散勤務の実施について」(令和2年4月30日通知)のとおり取り扱うこと。

イ 三次市会計年度任用職員及び県費会計年度任用職員の服務について

このことについては、次のとおり取り扱うこと。

(ア) 三次市会計年度任用職員

	区 分	具 体 例
①	学校支援員	分散勤務の一つとして、放課後児童支援員（中央福祉会が実施するちゅうおう児童クラブの放課後児童支援員を含む。）及び社会福祉法人三次市社会福祉協議会が実施する三次市障害児生活訓練事業の勤務をすることができる。
②	教育支援員	そして、放課後児童支援員等の依頼がない期間において、学校勤務が可能である者に対して、学校支援員、教育支援員、障害児介助指導員（以下、学校支援員等とする。）の働く場の確保の観点から、校長が必要と認めること（例えば、宿題などの教材作成、掲示物等の作成、学校図書館の掲示物作成や図書整備、特別教室整備等）について、勤務を割り振った上で、分散勤務を命じることができる。
③	障害児介助指導員	学校支援員等に勤務を割った場合、在宅勤務を含めて勤務を適切に管理し、学校支援員等に従来どおり勤務内容を任意の記録簿等に記録させる。 学校支援員等は、放課後児童支援員として勤務した時間を校長に報告する。 学校支援員等の勤務時間は、1日あたり7時間45分を超えることはできない。
④	教務事務補助員	分散勤務の中で、通常どおり勤務できる。
	区 分	具 体 例
⑤	市費非常勤講師 (中学校少人数指導) (中学校授業確保)	分散勤務の中で、通常どおり勤務できる。 ただし、勤務内容を変更する同意書に合意した場合、この臨時休業期間のみ、あらかじめ勤務を割り振った時間に「教科指導等」として勤務させることができる。(再度の同意書作成は不要。すでに提出した同意書は、この臨時休業期間、有効とする。)
⑥	理科支援教員	中学校少人数指導の非常勤講師の休暇取得時間は、措置時間数の内数であり、他の中学校授業確保、理科支援教員、外国語指導の非常勤講師の休暇取得時間数は、措置時間数の外数とする。
⑦	小学校外国語指導に係る非常勤講師	
⑧	栄養士	分散勤務の中で、通常どおり勤務できる。
⑨	調理員	

(イ) 県費会計年度任用職員

広島県教育委員会からの通知による。